



みんなの声を町政に

まちづくり懇話会

住民の皆さんの声を町政へ反映させるため、今年度もまちづくり懇話会を下記のとおり開催します。笑顔のたえないまちづくりに向けて、まちの現状やこれからのまちづくりについて町長を囲んで気軽に話し合う機会です。ふるってご参加ください。申込みは不要です。
問い合わせ 総合政策課（内線422・423）FAX274-1055



開催日	開催時間	行政区	開催場所
6月6日(日)	13:00~14:30	上富第1区	上富第1区第1集会所
	15:30~17:00	藤久保第2区	藤久保第2区集会所
	18:00~19:30	上富第2区	農業センター
6月13日(日)	10:00~11:30	竹間沢第1区	竹間沢第1区第1集会所
	13:00~14:30	藤久保第1区	藤久保第1区集会所
	15:30~17:00	藤久保第5区	藤久保第5区第2集会所
6月20日(日)	18:00~19:30	上富第3区	上富第3区第1集会所
	10:00~11:30	北永井第2区	北永井第2区集会所
	13:00~14:30	藤久保第4区	藤久保第4区第1集会所
6月27日(日)	15:30~17:00	北永井第1区	北永井第1区集会所
	18:00~19:30	北永井第3区	北永井第3区第1集会所
	10:00~11:30	みよし台第1区	みよし台第1区集会所
6月27日(日)	13:00~14:30	藤久保第6区	藤久保第6区集会所
	15:30~17:00	藤久保第3区	藤久保第3区第1集会所

平成22年度標語

話そう、働こう、育ちまわろう。

6月23日から6月29日は「男女共同参画週間」です

この週間は、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）の目的や基本理念に関する皆さんの理解を深めることを目的として、内閣府が定めたものです。町ではパネル展及び図書の展示を行います。ぜひ、お越しください。
問い合わせ 総合政策課（内線404・405）
FAX 274-1055



男女共同参画 パネル展

日時 6月23日(水)～6月29日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日は除く)

場所 役場庁舎1階エントランスホール

内容 「女性を変えた「モノ」たち」のパネル展示

男女共同参画 図書の展示

日時 6月10日(水)～6月27日(日)
午前10時～午後7時
(月曜日休館、土・日曜日は午後6時まで)

場所 中央図書館

内容 男女共同参画に関する図書の展示

町は、第2次三芳町男女共同参画基本計画（みよし男女共同参画プラン）に基づき、「一人ひとりがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」を基本理念とした、3つの基本目標（①人権の尊重と男女共同参画の意識づくり②男女がいきいきと暮らせる環境づくり③男女共同参画によるまちづくり）を掲げ、さまざまな取り組みをしています。（第2次三芳町男女共同参画基本計画は、中央図書館、竹間沢分館及び役場4階情報資料室で閲覧することができます。）

非自発的失業者に係る 国民健康保険税の軽減について

平成22年4月より、非自発的な失業（倒産や解雇などによる離職）により国民健康保険に加入した人に対する国民健康保険税の軽減制度が始まります。
問い合わせ 住民課（内線153～158） FAX 274-11001

対象となる人

- 次の条件をすべて満たす人が対象となります。
- 平成21年3月31日以降に失業した人
- 失業時点で65歳未満の人
- 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
- 雇用保険受給資格者証の第1面「12離職年月日理由」欄に記載されている番号で確認します。

軽減内容

国民健康保険税の所得割を算定する際、非自発的失業者の前年中所得（給与所得）を100分の30として算定します。また、高額療養費などの所得区分判定についても、非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

高額療養費などに適用される期間

- 平成21年3月31日から平成22年3月30日の間に失業した人（平成23年7月まで）
- 平成22年3月31日から平成23年3月30日の間に失業した人（平成24年7月まで）

軽減期間

- 《保険税に適用される期間》
平成21年3月31日から平成22年3月30日の間に失業した人（平成22年4月から平成23年3月まで）
- 平成22年3月31日から平成23年3月30日の間に失業した人（平成22年4月から平成24年3月まで）

申請方法

雇用保険受給資格者証と認印を持参の上、住民課保険年金係（役場1階1番窓口）にて申請してください。
※雇用保険受給資格者証がないと申請できません。紛失した場合はハローワークにお問い合わせください。

男女共同参画社会とは...

「男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」をいいます。



「女だから」「男だから」という理由だけで、自分がしたいことができなったり、生き方を決めつけられたりすることはありませんか？誰もが、自分の意思でやりたいことができ、女性も男性も、その持てる個性と能力が発揮できる充実した生活を送りたいものです。
男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが考え、実際に行動に移していくことが大切です。身近なことから見直してみましょう。